

第9章 雇用継続給付（高年齢雇用継続給付・育児休業給付・介護休業給付）受給のための手続きについて

1 事業主の皆様にお願いします！

雇用継続給付に関する受給資格確認及び支給申請の手続きは、雇用保険法施行規則第101条の5、第101条の7、第101条の19及び第101条の30により、原則として事業主を経由して行うこととされております（労使協定は不要です。）。

2 届出期限・支給申請期限にご注意ください！

雇用継続給付に関する届出および支給申請の期限は、雇用保険法施行規則により定められています。

指定された支給申請期限までに公共職業安定所に来所することができなくなった場合には、必ずご連絡ください。

3 必ず本人にお渡しください！

公共職業安定所では、雇用継続給付についての支給決定を行いますと、コンピューターでの処理後、「支給決定通知書」と「次回の支給申請書」をお渡ししています。

これらの書類は、①本人に支給金額をお知らせし、②次回の支給対象期間及び支給申請の期限をお知らせし、③高年齢雇用継続給付の場合には年金との併給調整手続きに必要となる、など大変重要な書類ですので、必ず本人にお渡しください。

4 賃金等の記載に誤りや漏れはありませんか？

高年齢雇用継続給付の支給額は、原則として、60歳到達時（休業開始時）の賃金額と支給対象月（対象期間）に支払われた賃金額とを比較し、その低下に応じて決定されることから、給付金の支給決定後に、すでに提出していただいた賃金月額証明書や支給申請書について、賃金額の記載誤りや一部算入漏れ等があった場合には、正しい金額により改めて支給することとなるため、すでに支給された給付金を回収しなければならないケースが発生します。

また、育児休業給付および介護休業給付における支給対象期間中に職場復帰した場合の職場復帰日（介護休業終了日）の申告漏れがあった場合についても、正しく処理を行う必要があるため、上記と同様、すでに支給した給付金を回収しなければならないケースもあります。

この給付金の回収手続きは、煩雑となるばかりでなく、多額の給付金を一度に回収させていただく場合もあることから、事業主および被保険者の皆様に、かなりの負担・不利益を生じさせることもあります。

雇用継続給付に関する手続きの際には、これらの点について十分ご注意いただくとともに、ご不明な点等ございましたら、事業所を管轄する公共職業安定所までお問い合わせください。

